

## エッセンシャルワーカー定期PCR検査のご案内（概要）

（沖縄県新型コロナウイルス感染症PCR検査強化事業）

## 概要

- 県内の障害福祉サービス施設・事業所に勤務し、利用者と接する職員は、定期的にPCR検査を受けることができます。
- 入居施設への新規入居者において、入居前後の検査として受検できます。
- 障害福祉サービス施設・事業所において、感染拡大を未然に防止するために検査を実施するものです。

## 検査について

- 令和5年6月から令和5年7月まで、職員一人当たり2～3週に1回程度（最大4回まで）を目安として検査を行います。（入居者は入居前後の1回のみ検査となります。）  
※ただし、流行状況によって、期間を変更する場合があります。
- 全施設等の検査を行いますので、検査の時期はご希望に沿うことはできません。事前に県からお知らせするタイミングで検査を行っていただきます。
- 検査費用は県が負担します。

## 検査の流れ

申請

- 検査を希望する場合は、事前にメールにて申請を行っていただく必要があります。（申請先：[pcrokinawa@pref.okinawa.lg.jp](mailto:pcrokinawa@pref.okinawa.lg.jp)）  
※既に申請している事業所については、再申請は不要です。

容器配布

- 検体採取容器を配布いたします。  
➢ 市町村毎に指定する場所にて直接受け取っていただく場合と、事業所へ郵送される場合があります。  
※市町村毎に検査機関が異なりますので、選択することはできません。

採取

- 各施設等において、各自で唾液を採取していただきます。  
➢ 唾液を容器に吐き出す方法で、数分で完了します。（採取方法等の留意事項は、別途お知らせいたします。）

提出

- 採取した検体をまとめて提出していただきます。  
➢ 全職員分の検体をまとめて、市町村毎に指定する場所に持ち込んでいただく場合と、指定の方法で郵送していただく場合があります。  
※市町村毎に検査機関が異なりますので、選択することはできません。

結果通知

- 後日、結果をお知らせします。  
※保健所等から連絡があった場合はそちらの指示に従ってください。